

「公的統計の整備に関する基本的な計画」 (公的統計基本計画)の変更について

平成26年3月

I 公的統計基本計画について

1 公的統計基本計画とは

- ◆根拠：統計法（平成19年法律第53号）第4条
- ◆目的：政府全体として公的統計の整備に関する施策を総合的かつ計画的に推進
- ◆期間：おおむね5年間
- ◆策定手続：総務大臣は、基本計画の作成又は変更に当たり、統計委員会の意見を聴き、国民の意見を反映させるための措置を講じた上で、閣議決定を求める。
- ◆フォローアップ：毎年、基本計画の推進状況を取りまとめて公表。統計委員会において推進状況を評価

2 公的統計基本計画の変更

- ◆ 現行の第Ⅰ期基本計画（平成21年3月閣議決定）は、平成25年度末をもって計画期間が終了
- ◆ 統計をめぐる社会経済情勢の変化、公的統計の整備に関する施策の取組状況等を勘案しつつ、現行の第Ⅰ期基本計画を変更し、第Ⅱ期基本計画（平成26年4月からの5年間）を策定

平成25年5月17日 総務大臣から平成24年度統計法施行状況報告を統計委員会に報告し、公表
平成25年10月9日 統計委員会から第Ⅱ期基本計画に関する基本的な考え方を総務大臣に意見提示
平成25年10月30日 総務大臣から第Ⅱ期基本計画案について統計委員会に諮問
平成25年10月31日～11月29日 総務大臣から第Ⅱ期基本計画案について国民に意見公募
平成26年1月31日 統計委員会から総務大臣に答申
平成26年3月中旬 閣議決定（予定）

Ⅱ 第Ⅱ期基本計画の概要①

1 施策展開に当たっての基本的な視点及び方針

統計の体系的整備
・有用性の確保・向上

重点化
明確化

- ① 統計相互の整合性の確保・向上
- ② 国際比較可能性の確保・向上
- ③ 経済・社会の環境変化への的確な対応
- ④ 正確かつ効率的な統計作成の推進
- ⑤ 統計データのオープン化・統計作成過程の透明化の推進

2 個別分野に関する事項

【経済関連統計の整備】

- 国民経済計算の推計精度の向上、国際基準(2008SNA※)への対応
※ 2008年から2009年にかけて国際連合統計委員会で採択された国民経済計算体系の基準
- 経済センサスと他の経済関連統計調査の在り方(調査周期、調査期日等)の検討
- 国際通貨基金(IMF)が提唱する新たな経済・金融統計の公表基準への対応

【分野別経済統計の整備】

- エネルギー消費に関する統計データの精緻化
- 観光統計、交通に関する統計の体系的整備
- 建築物リフォーム・リニューアル投資額等の正確な把握に向けた取組

【人口・社会、労働関連統計の整備】

- 現在推計人口における外国人人口に関する新たな推計方法の検討
- ニーズに応じた各歳別表章の実施、年齢区分の見直し
- 国際基準(ILO決議)の新たな定義を踏まえ、我が国失業率の算定方法の見直し
(求職期間1週間→1か月)
- 非正規雇用等をよりの確に捉える労働者区分の見直し

等

第Ⅱ期基本計画の概要②

3 横断的な事項

【統計作成の効率化及び報告者負担の軽減】

- 事業所母集団データベースの充実、蓄積された情報を活用した正確かつ効率的な統計の作成
- オンライン調査の推進
 - ・オンラインの導入状況に係る情報を共有し、導入が有効な調査(報告者が固定している調査等)から重点的に取組
 - ・モバイル端末の普及状況等を踏まえ、オンライン報告の利用手段を多様化し、報告者の利便性を向上
- 社会保障・税番号制度の統計への活用に向けた研究・検討

【統計データの有効活用の推進等】

- 政府統計共同利用システムの機能拡充(API機能※1、統計GIS※2等)
 - ※1 提供する統計データをプログラムが自動的に取得できるよう、機械が判読可能な形式で提供する機能
 - ※2 地理情報システム(GIS)の仕組みを活用し、統計データを背景地図とともに視覚化して提供するもの(地図で見る統計)
- 「委託による統計の作成」(オーダーメイド集計)の利用条件(学術研究の発展に限定)の緩和に向けた検討
- 統計分野における国際協力及び国際貢献の推進(提供情報の充実、諸外国からの研修生受入れの促進等)

等

4 基本計画の推進

- 基本計画の実効性を確保するため、府省間の連携を一層推進するとともに、統計委員会における取組を重点化
- 国民に対する的確な情報提供、公的統計に対する国民の意見やニーズの把握等を引き続き推進